

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 8 年 8 月 2 6 日 福島地方法務局 登記官 鈴木伸司

記

	手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
1	第 3800-2025-0045 号	福島市渡利字山崎 2 7 番 2